

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【公開番号】特開2015-92499(P2015-92499A)

【公開日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2015-416(P2015-416)

【国際特許分類】

H 01 B 7/17 (2006.01)

H 01 B 11/00 (2006.01)

【F I】

H 01 B 7/18 D

H 01 B 11/00 J

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年6月7日(2016.6.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遮蔽電気ケーブルであって、

前記ケーブルの長さに沿って延在し、前記ケーブルの幅に沿って互いに間隔を置いて配置されている複数の導体セットを含み、各々が1つ以上の絶縁導体を含む、複数の導体セットと、

同心部分、挟まれた部分、及び移行部分を含む第1及び第2の遮蔽フィルムであり、横断面において、前記同心部分が、前記各導体セットの1つ以上の端部導体と実質的に同心であり、前記第1及び第2の遮蔽フィルムの挟まれた部分が組み合わされて、前記導体セットの2つの側に、前記ケーブルの挟まれた部分を形成し、前記移行部分が、前記同心部分と前記挟まれた部分との間に緩やかな移行を提供するように配置される、第1及び第2の遮蔽フィルムと、

前記複数の導体セット上に配置される第1のEMI吸収層と、を含むケーブルであり、各遮蔽フィルムが導電層を含み、

前記移行部分のうちの第1の移行部分は、

1つ以上の端部導体のうちの第1の端部導体に近接し、

前記第1及び第2の遮蔽フィルムの前記導電層と、前記同心部分と、前記第1の端部導体に近接する前記挟まれた部分のうちの前記第1の挟まれた部分と、の間の面積として定義される、断面積A₁を有し、式中A₁は、前記第1の端部導体の断面積よりも小さく

各遮蔽フィルムは、前記ケーブルの幅にわたって変化する曲率半径によって、横断面において特徴付けることが可能であり、各遮蔽フィルムに関する曲率半径は、前記ケーブルの幅にわたって、少なくとも100マイクロメートルであり、

前記第1及び第2の遮蔽フィルムが、主として電磁界を反射させることによって該電磁界を弱化させ、前記第1のEMI吸収層が、主として電磁界を吸収することによって該電磁界を弱化させる、

ケーブル。

【請求項2】

遮蔽電気ケーブルであって、

前記ケーブルの長さに沿って延在し、前記ケーブルの幅に沿って互いに間隔を置いて配置されていて、各々が、1つ以上の絶縁導体を含む複数の導体セットと、

同心部分、挟まれた部分、及び移行部分を含む、第1及び第2の遮蔽フィルムであり、横断面において、前記同心部分が、各導体セットの1つ以上の端部導体と実質的に同心であり、前記第1及び第2の遮蔽フィルムの挟まれた部分が組み合わされて、前記導体セットの2つの側に、前記ケーブルの挟まれた部分を形成し、前記移行部分が、前記同心部分と前記挟まれた部分との間に緩やかな移行を提供するように配置される、第1及び第2の遮蔽フィルムと、

前記複数の導体セット上に配置される第1のEMI吸収層と、を含むケーブルであり、

前記2つの遮蔽フィルムの一方は、前記同心部分のうちの第1の同心部分、前記挟まれた部分のうちの第1の挟まれた部分、及び前記移行部分のうちの第1の移行部分を含み、前記第1の移行部分は、前記第1の同心部分を前記第1の挟まれた部分に接続し、

前記第1の同心部分は、曲率半径 R_1 を有し、前記移行部分は、曲率半径 r_1 を有し、

R_1 / r_1 が、2~15の範囲であり、

前記第1及び第2の遮蔽フィルムが、主として電磁界を反射させることによって該電磁界を弱化させ、前記第1のEMI吸収層が、主として電磁界を吸収することによって該電磁界を弱化させる、

ケーブル。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

遮蔽電気ケーブル2は、更にかつ必要に応じて、ケーブル2の両側で配置されたEMI吸収層15を含む。EMI吸収層15は、主として電磁界を吸収することによって該電磁界を弱化させる。遮蔽フィルム8は、主として電磁界を反射させることによって該電磁界を弱化させる。広くは、ケーブル2は、遮蔽フィルム8を有さない又は1つ以上の遮蔽フィルムを有し得及び/又はEMI吸収層を有さない又は1つ以上のEMI吸収層を有し得る。いくつかの場合において、遮蔽フィルム8及びEMI吸収層15は、組み合わされて、しかし別個にではなく、隣り合う導体セット4間のクロストークを許容可能かつ所定のレベルまで低減する。このような場合には、各遮蔽フィルム8及びEMI吸収層15は、所定のかつ所望のレベルを超えるレベルまでクロストークを低減するが、組み合わされる場合には、それらは所定のかつ所望のレベルと等しい又はそれ未満のレベルまで低減する。